

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証拠説明書(20)

平成21年6月30日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙112	電子メール (被告代理人からM. Zasloff宛送信メール)	平成21年 6月25日	被告代理人 弁護士 山岸 純	被告代理人が、電子メールにより、M. Zasloff 博士に対して、同博士が雑誌「Nature」に発表した論文(M. Zasloff: Nature, 415, 389(2002))の撤回の有無に関する質問を送信したこと及び当該質問の内容	訳文を 末尾に 添付

乙 113	電子メール (M. Zasloff からの回答)	写 し	平成21年 6月25日	Michael Zasloff	被告代理人が、M. Zasloff 博士より、被告の送信した電子メールによる質問 (乙 112) に対する回答の電子メールを受信したこと及び同電子メールによれば、同博士が雑誌「Nature」に発表した論文 (M. Zasloff: Nature, 415, 389 (2002)) を撤回したという事実はないとの回答であったこと	着色部分につき取調べを求め、当該部分についての訳文を末尾に添付
乙 114 1	第7回「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会議1 事録 (表紙及び1ないし8頁)	写 し	平成20年 4月18日	農林水産省	北海道実験は特殊な環境条件で実施された特異な事例であること及び「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会は、同実験で得られた長距離交雑の結果を十分に斟酌した上で、新指針を策定したこと	
乙 114 2	第7回「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会資料1 (表紙及び1ないし13頁)	写 し	平成20年 4月18日	農林水産省 農林水産技術会議事務局 技術安全課	北海道実験は特殊な環境条件で実施された特異な事例であって、同実験で得られた長距離交雑の結果は、一般的な環境条件下にある圃場には当てはまらないものであること	
乙 114 3	第7回「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会資料3	写 し	不明	農林水産省 農林水産技術会議事務局	新指針においては、北海道実験の結果を十分に斟酌した上で、遺伝子組換えイネについての「同種栽培作物等との隔離すべき距離」を「30m」とすることで議論が止場されたこと	

乙 114	第7回「第1種使用規定承認組換え作物の栽培実験指針」検討会委員名簿	写し	平成20年4月	農林水産省 農林水産技術会議事務局	「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会の委員は、鈴木昭憲博士を座長とし、我が国の生命科学の最先端の科学者や有識者12名により構成されるものであること
乙 115	気象庁ウェブサイト(2006年8月、9月新潟県高田気象情報)	写し	不明	気象庁	北海道実験が行われた特異な環境条件と、本件作付実験の行われた環境条件とが、気温や風速の点において、全く異なるものであること
乙 116	日本経済新聞夕刊掲載記事	写し	平成17年10月28日	株式会社日本経済新聞社	「第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針」検討会の座長である鈴木昭憲博士が、平成17年に文化功労者として顕彰を受けるなど、我が国の生命科学分野で多大な功績をあげていること